防　災　・　災　害　対　策　特　別　委　員　会　記　録

１　日　　時　　令和８年８月６日（木）
　　午前１０時００分　開会
　　午前１１時１２分　閉会

２　場　　所　　第３委員会室

３　出席委員

委員長	仙　波　憲　一	副委員長	篠　原　　茂
委　員	伊　藤　義　男	委　員	加　藤　昌　延
委　員	井　谷　幸　恵	委　員	田　窪　秀　道
委　員	大　條　雅　久		

４　欠席委員　　な　し

５　説明のため出席した者

・市民環境部

部長	藤　田　清　純	総括次長（地域コミュニティ課長）	塩　崎　秀　一
次長（危機管理監）	小　澤　　昇	危機管理課長	高　橋　直　樹
危機管理課主幹	佐々木俊雄		

６　議会事務局職員出席者
　　議事課主任　　田　辺　和　之

７　本日の会議に付した事件
　（１）　付議事件調査
　　大規模災害時における問題調査
　　災害時の避難所運営について
　（２）　平時における災害への備え（防災訓練等）について

８　会議の概要
○ 開　会　　午前１０時００分

●委員長：開会挨拶
○市民環境部長：挨拶

○危機管理課長：災害時の避難所運営について説明する。

まず、資料の２ページ、避難所運営全般についてのうち、指定避難所の開設及び運営体制について。指定避難所の開設については、新居浜市地域防災計画第３章第６節避難活動に記載されており、避難が必要になった場合、直ちに職員を派遣して指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう、必要な措置を講じることとしている。次に、指定避難所の運営体制については、避難者、自主防災組織、学校等避難所施設の管理者などの協力を得て、指定避難所等を運営し、また、避難生活支援に関する知見などを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるように留意する必要があるため、避難所運営マニュアルの作成が必要となる。

次に、資料の３ページ、避難所運営の基本的な考え方について。避難所は避難者による自主運営によるもので、避難者が協力し、お互いを助け合いながら避難所運営に取り組む必要がある。要配慮者への配慮や男女平等参画の視点を取り入れて運営に取り組み、不自由な生活を少しでも良くするため、避難者で協力することが必要となる。本市独自の取組として、自主的な避難所として、自治会などから届出を受け、有事の際には地域で自主的に開設、運営をしていただいている。

次に、資料の４ページ、地域防災計画令和６年度改訂版について。風水害等対策編第８節避難対策として、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定については、指定避難所のレイアウトや動線の確認や非常用発電機の確保の検討、福祉避難所においては、医療機器の電源確保のため、発電機を配備している。ホテル等の活用については、協定締結を進めており、要配慮者等に対して、宿泊施設、入浴施設、食事の提供をお願いすることとしており、現在、東横イン、ゆらぎの森、ルートインと協定を締結している。今年度、ポータブル電源を公民館及び小学校へ配備し、有事の際に即時に使用できるよう、平時からご使用いただいている。

次に、資料の５ページ、避難所運営に係る課題、取組について。課題としては、住民及び職員自身も被災し、人手不足の中での運営による疲弊、運営マニュアルがあっても訓練が実施されていない、健康悪化から災害関連死への可能性などの課題がある中で、取組としては、避難所が自主運営できる体制づくり、避難所運営マニュアル策定後に校区単位でレイアウトや動線確認などの検証訓練の実施、また、物資提供、輸送の協定締結事業所とのマニュアル策定に取り組むこととしている。

次に、資料の６ページ、避難所の居住環境確保についてのうち、居住スペースに対する考え方について。内閣府防災担当は、令和６年12月13日に、避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針を改定し、本市におきましても、スフィア基準に沿っ

て１人当たりの居住スペースを最低3.5平米に見直しを行った。収容人数等は資料の通りとなっている。

次に、資料の７ページ、避難所収容人数への影響と対策について。一般避難所については、一部避難所を除き、建物の総面積から廊下、階段、トイレなどの使用できない部分を除き、総面積の50%を収容可能面積としており、収容可能面積から１人当たり3.5平米で収容人数を算定している。県の被害想定による被災後１週間の避難所内避難者数35,183人に対し、避難所152か所の有効な総面積合計において１人当たり２平米だと55,473人、スフィア基準の3.5平米だと31,667人が収容可能となり、収容率は90%となる。参考として、被災１日後、１週間後、１か月後の避難所内避難者数の対比法も掲載している。

次に、資料の８ページ、良好な避難環境の確保に向けた取組状況について。平時における対応として、避難所の指定については、公共施設のほか、民間施設の使用について協定締結を進めており、また、５か年計画にて備蓄物資の拡充を進めている。災害時における対応としては、避難所チェックインシステムを導入しており、マイナンバーカードを読み込み、瞬時に入退所の管理が可能となっている。

次に、資料の９ページ、在宅避難の考え方のうち、在宅避難の位置づけ及び考え方について。避難所は共同生活のため、プライバシーの保護や居住スペースや物資にも限界があり、ストレスで体調を崩してしまう可能性がある。このことから、自宅に被害がなく安全に生活できる場合は、できる限り在宅避難を選択することを原則としている。

次に、資料の10ページ、在宅避難の判断基準としては、物資の備え、ライフラインの使用、家屋の耐震化や家具の転倒防止、感震ブレーカーの設置などを平時から進めておく必要がある。在宅避難の周知については、ホームページ、ＳＮＳ等を活用し、在宅避難の有効性や周知が必要となる。デメリットとしては、避難者の所在が把握されない可能性があること、物資や医療支援が届きにくいこと、災害関連死のリスクがあることなどが挙げられる。メリットとしては、住み慣れた自宅で家族やペットなどと生活ができること、避難所でのプライバシーの確保、感染症への感染リスクが軽減されることなどが挙げられる。

次に、資料の11ページ、在宅避難者への情報提供及び支援体制について。情報提供については、スマホアプリ、市公式ＬＩＮＥなどを通じて、また、避難情報、物資提供、支援情報などの重要な内容については、避難所の掲示板などから情報収集を行っていただく。在宅避難者等への支援については、避難者同様に飲料水、食料、物資の提供や生活再建の情報などの支援を受けることが可能である。

次に、資料の12ページ、食料、飲料水、生活必需品等の物資支援の考え方。在宅避難には十分な備蓄を備えておくことが重要となるため、数日間の備蓄について計画的に準備を進めておく必要がある。物資支援の整備については、令和７年度より愛媛県地震被

害想定調査結果に基づき、住まいが全壊することが想定される避難者14,680人に対し、２食分の29,360食分を５年間で整備を進めており、あわせて、協定締結事業者から物資の支援を受けることとしている。また、大規模災害の発生時、国が被災自治体からの要請を待たずに、必要な物資を緊急的に被災地に届ける国からのプッシュ型支援が実施されることとなる。

次に、資料の13ページ、在宅避難者の把握・支援の課題について。在宅避難者の把握を的確に行うため、避難所において在宅避難者として登録していただき、在宅避難者の情報を把握する必要がある。トイレ問題の課題として、災害時には断水により家庭のトイレが使用できない可能性が高くなり、また、停電によりエアコンが使用できないと、熱中症などのリスクも大きくなる。

次に、資料の14ページ、トイレ対策のうち、災害時における避難所のトイレ確保について。トイレの確保体制については、新居浜市災害時のトイレ確保計画において、災害発生後２日目以降、順次仮設トイレが設置、稼働可能となると仮定し、災害発災後から３日分の携帯トイレの備蓄を進めている。仮設トイレは協定締結事業所から提供を受け、発災後３日までに130基程度の設置が可能である。避難が長期間に及ぶ場合には、愛媛県に対して追加配備を要請することとしている。

次に、資料の15ページ、災害時における避難所のトイレ確保対策について。携帯トイレの備蓄として14万5,125個、簡易トイレの備蓄として509個、マンホールトイレについて13か所65基、トイレカー１台、災害時におけるトイレカー等の相互応援に関する協定として県および県内20市町と締結済みである。また、災害対応車両登録制度Ｄ－ＴＲＡＣＥについては、被災自治体から登録団体に要請を行い、派遣していただくこととなる。また、平時からビニール袋、新聞紙、凝固剤を活用した既存トイレの適切な利活用方法について、市民に対して周知を行っている。

次に、資料の16ページ、マンホールトイレの整備状況、訓練状況。昨年度については、金栄小学校と惣開公民館に設置が完了している。今年度については、整備の予定はない。訓練状況については、年度ごとに、設置のレクチャー及び各校区の防災訓練などで訓練を実施しているところである。

次に、資料の17ページ、大規模災害時におけるトイレ確保の課題、今後の整備方針について。トイレ確保の課題としては、広域的な大規模災害当初は避難者50人当たりに１基、長期化する場合には20人当たりに１基が望ましいとされているが、現実には仮設トイレが避難所に設置するまでに日数がかかることが見込まれ、初動期のトイレ不足が大きな課題となっている。今後の整備方針として、新居浜市災害時のトイレ確保計画に基づき、令和４年度から令和12年度まで、27万7,700個の携帯トイレの整備を開始している。令和９年度マンホールトイレの整備予定箇所については、ワクリエ新居浜と浮島小

学校となっている。以上で説明を終わる。

●委員：令和８年熊本地震を踏まえて本市としてどのような部分についてブラッシュアップできると認識しているのか。例えば、国からのプッシュ型支援については、現地の人で不足によって物資の管理、配送が停滞したことなどがあったと聞くが、同様の事態への対策について市としてどうブラッシュアップできると考えているか。

○危機管理課長：今回の熊本県での地震では、国からプッシュ型支援が行われていると伺っている。ただし、道路の渋滞等が発生し、なかなか物資が届かないということもある。今後、本市で発災した場合には、同様の事態も想定されると思うため、熊本地震での事例等について検証し、迅速な対応策を検討する。

○次長（危機管理監）：物資が地域に届いても、そこから先へ配送されない根詰まりの問題について、今年度の危機管理の取組として、運送事業者とマニュアルもしくは手順書のようなものを試験的に作成し、訓練を実施する準備を進めている。

●委員：可能な場合は在宅避難を原則としないと避難者の生活環境の確保が難しいと思う。在宅避難者も避難所滞在者と同様の支援を受けられるとの説明があったが、大規模災害時には、職員も運送事業者も被災者となり、物資が市に届いても人手不足で個人宅まで配達できない状況が想定されるため、行政が届けますと約束するのは過度な期待を抱かせる可能性があると思う。物資は自ら取りに行くのが基本であり、指定避難所から先の個人宅への輸送は住民自身で行うという心構えについて計画の中に入れて、周知することが大切だと思うが、いかがか。

○危機管理課長：大規模災害時には人や車等が不足し、職員による物資配送には限界があるため、ボランティア等の活用を視野に入れつつ、自力で物資を受け取りに来られない人々への対応策を事前に検討していく。

●委員：この特別委員会で静岡県三島市を視察したが、三島市では誰でも避難所を開設できる、統一された避難所運営マニュアルを作成していた。執行部からも職員が同行していたため、この内容が各校区のマニュアルに反映されると思っていたが、結局は各校区の防災組織に運営が任されている。各防災組織独自の方法で、誰がどこに行っても運営できるわけではなく、そこの防災組織に属してマニュアルを持っている人でないと避難所を開設できない状況になっていると思う。三島市の取組について、視察で得た情報が共有されているのか。

○危機管理課長：令和５年度以降、避難所運営マニュアルの策定に取り組んでおり、今年度全校区で策定完了予定である。山間部や河川沿いなど、各校区の地域特性や災害特性が異なるため、各校区オリジナルのマニュアルを策定してもらっている。

○市民環境部長：当時の視察同行者が不在のため断言はできないが、視察情報は担当課に共有されているはずだと思う。本市では、各校区の状況が多様であるため、三島市の方式をそのまま導入するのではなく、各校区の事情に合わせたやり方を検討している。

●委員：三島市のマニュアルは、地域の特性に関わらず誰でも避難所を開設、運営できる優れたものであり、本市でも導入すべきだと思う。現在、各校区で策定しているマニュアルは担当課、自治会員でも完璧に把握している人は少ないと思うため、知らない人が来た時に避難所が開設できない、運営の引継ぎでトラブルが発生するなど、避難所が機

能しない危険性がある。視察で得た良い事例は、職員の異動があっても継続的に活用されるべきだと思う。

○危機管理課長：三島市の避難所運営マニュアルについては、後ほど内容を確認し、可能な限り取り入れるようにしたいと思う。また、マニュアル策定は今年度中に全校区で完了するが、目的は策定ではなく実際の運営にあるため、策定後は今年度から順次避難所運営訓練等を通じて検証し、各校区と協力して改善を進めたいと思う。

○次長（危機管理監）：誰でも運営できる避難所運営マニュアルは理想で、最終形だと思う。本市の雛形的な避難所運営マニュアルしかない状態から、第一歩として、まずは地域に応じた避難所運営マニュアルを作成することをこの３年間危機管理課で取り組んでおり、市もワークショップなどで関与しながら進めている。三島市の方式も確認し、より良い方向を目指したい。また、避難所運営の引き継ぎでトラブルが起きないよう、運営主体をマニュアルに明記することの重要性も認識しており、考慮したい。

●委員：令和12年度までに整備予定の携帯トイレ27万7,700個について、この数字はトイレに使用する袋の数なのか、便器本体の数なのか。

○危機管理課長：携帯トイレの袋の数で、最大想定避難者数が１日５回、３日間使用する分として備えることとしている。

○次長（危機管理監）：トイレの便座、本体については、簡易トイレを509個を備蓄している。

●委員：令和９年度の浮島小学校へのマンホールトイレ整備について、同校の学校としての位置づけ、統廃合の可能性などと関連して決定されたものか。

○危機管理課長：学校の統廃合とは関係なく、浮島小学校の体育館等が避難所となるため、その機能維持のためにマンホールトイレを整備する予定である。

●委員長：マンホールトイレの設置数は、地域の人口とは関係なく決定されているのか。

○危機管理課長：マンホールトイレの設置数は、人口に基づいているわけではない。

●委員：強度行動障害者がいる家庭は、共同生活となる一般の避難所では周囲に迷惑をかけるため避難をためらい、車中泊での避難などが想定されると思うが、こうした人々に対する本市の具体的な配慮や対策はどうなっているか。

○危機管理課長：本市では、個別避難計画の策定を進めている。これは、障害のある方向けの登録制度で、障害のある人について届出を行い、どこへ避難するかといった避難計画を作成してもらうものである。災害時に自宅での生活が困難になった場合は、事前に登録された福祉避難所等へ避難してもらうことになる。

●委員：福祉避難所がすぐに開設されず、強度行動障障害者が一般避難所へ避難する場合、別室を準備するなどの対応や地域住民への理解が必要だが、計画にその趣旨の記載がないということは、自主防災組織への周知も不十分ではないかと思うが、どういった認識か。

○危機管理課長：高齢者や障害者を含む要配慮者の名簿を作成し、民生委員や消防団の代表などの支援者に提供している。これにより、登録者については、どの地区にどのような支援が必要な人がいるかという情報は共有されている。

●委員：強度行動障害では多動、自傷・他害行為などがあり、単に登録しているだけでは一般避難所での生活は困難だと思う。福祉避難所が開設されるまでの一時的な避難場所

として教室を個別に提供するなどの対応と、それが特別扱いではなく、合理的配慮であることを市が周知すべきだと思うが、いかがか。

○危機管理課長： 過去に一般避難所での生活が困難な障害者の家族からの申出を受け、養護老人ホームの一室を借りて個別に対応した実績がある。今後も同様の申出があった場合は、福祉避難所として指定している施設の一部を利用するなど、個別の避難場所を確保することを検討していく。

○次長（危機管理監）：段階的に対応しており、まず一般避難所で過ごせる段階、次に教室を個別に確保する必要がある段階、次に福祉避難所の段階で、福祉避難所は被災状況・人員不足により即時開設できず、福祉部門では発災から概ね３日目の開設を見込んでいる。当初の対応としては、まずは一般避難所での受入れ、困難な人は個別の教室を活用するようになると考えている。

●委員：市民に対して周知できているのかということで、別件ではあるが、女性や子供への性被害に対しての周知徹底が防災組織に対してもあまりできていないと思う。東日本大震災ではそういった問題があったという話を聞いたが、地域の自主防災組織としてどうしていくかを考えてほしいということを市から伝えていないと思うが、どう考えているのか。

○危機管理課長：障害者の避難及び性被害防止の周知については、出前講座や講演会などの機会をもって地域住民へ周知を図る。

●委員：避難所で使用する段ボールベッドやパーティションの備蓄についてはどのようになっているのか。

○危機管理課長：段ボールベッドとパーティションについて、数量としては、市内全体で段ボールベッドは286個、間仕切りは222セット、エアマットは1,156個整備している。

●委員：少ないと思うが、今後の整備予定はどのようか。

○危機管理課長：満足できる数ではないと思っている。ただし、ほかの備蓄品との整合性を図りながら現在備蓄を進めているため、そのことを踏まえて段ボールベッド等の増設について検討していきたい。また、協定を締結し、有事の際には協定先から段ボールベッドの提供を受けるようにしており、災害時に併せて活用できるようにしたいと思う。

●委員：資料のマンホールトイレの整備状況によると、多喜浜と大生院が入っていないが、地域住民にとっては見捨てられているように感じると思う。指定避難所になっていることもあるため、いつまでには整備するということを決めて安心してもらうことは必要だと思う。まずは、下水道が整備されていないからできないといった、整備できない理由の説明を行い、上下水道の整備計画もあると思うので、下水道を整備した際には併せてマンホールトイレを整備するといった説明をすべきだと思う。どのような進め方を検討しているのか。

○危機管理課長：マンホールトイレの設置について、上下水道の整備が優先と思われる。今後、下水道の整備が進む中で、具体的な設置時期の提示は困難だが、今後、前向きに検討できるように上下水道局と協議を進めたいと思っている。

●義男委員：下水道未整備の場合は大型の浄化槽のようなものを設置することで対応することはできないのか。

○危機管理課長：汲み取り式のようなもののことだとは思うが、こちらでは正確には答え

られない。後ほどの回答でもよいか。
●委員長：マンホールトイレ設置範囲の検討には上下水道計画の確定が必要で、計画が固まった段階で具体化するか、具体的にマンホールトイレが必要な箇所が出てきた際に行政と協議をしないといけないと思う。
●委員：現在、災害時に避難所として活用できるように協定を締結している民間ホテルはどこか。
○危機管理課長：現在、東横イン、ゆらぎの森、ルートインと協定を締結しており、有事の際に宿泊施設、入浴施設、食事の提供をお願いすることとしている。
●委員：今後、民泊施設とも協定締結するなど、協定拡大をしていくのか。
○危機管理課長：現在、市内の各ホテル等に協定締結について依頼しているが、なかなか進まない現状である。民泊等の施設が今後できれば、依頼したいと考えている。
●委員：在宅避難について、避難所における避難者としての受付登録と併せて在宅避難者として登録した在宅避難者の情報を把握するということだが、受付にはどういった項目があるのか。また、在宅避難者登録にはどういった項目があるのか。
○危機管理課長：氏名・住所・生年月日・連絡先等、一般避難者と同様の項目で、在宅避難者の把握も必要となるため、各避難所に出向いていただき、一般の避難者と同様に登録していただくこととしている。
●委員：受付登録と在宅避難者登録というのは別のものなのか。
○危機管理課長：受付の内容は同じで、避難所で避難するか、在宅で避難するかの違いである。
●委員：高齢者で在宅避難する場合など、避難所まで登録に行くのが困難な場合はどういった方法があるのか。
○危機管理課長：避難所に出向くのが難しい場合は、近隣住民や自治会に協力の下、登録していただき、情報整備したいと考えている。
○次長（危機管理監）：初動段階では地域住民にそういった人について把握してもらいたいと考えているが、全ての人を把握するのは難しいと思う。発災時には、要支援者名簿を同意がなくても災害対応で使用できるようになっているため、名簿に基づいて一件ずつ確認する対応になると思う。
●委員：受付登録について事前に家庭内で情報共有し、用紙を準備して冷蔵庫等に保管しておくといった事前準備ができればいいと思うが、いかがか。
○危機管理課長：消防本部で命のバトン、救急医療情報キットの配布を行っている。事前に準備し、冷蔵庫等の中に設置していただくことにより、速やかに情報を集約できると思うため、消防本部と協力しながら、周知等を行いたい。
●委員：以前に一般質問した外国人の非難について、その後どういった進展があったのか。また、外国人を雇っている企業に対してどのような指導をしているのか。外国人が集中すると思われる避難所に対してのどのように周知しているのか教えてほしい。
○総括次長（地域コミュニティ課長）：議会での一般質問以降、特に進展があったわけではないが、個別避難計画を作成する中で、やさしい日本語や多言語での情報提供、防災ピクトグラムの活用等について情報提供を行っている。また、本年３月には、リーダーになるべき外国人を対象とした防災の研修を行っている。また、県が実施している企業

と地域と外国人の地域のリーダーを結ぶ、外国人材地域リーダー養成講座に連合自治会や市も協力しており、まずは地域と外国人をつなぐ取組を行っており、今年度も引き続き実施する予定である。

●委員：外国人が呼びかけ合い、特定の避難所に集中することはないという認識なのか。

○総括次長（地域コミュニティ課長）：基本は居住地域近くの避難を想定しており、特定避難所への集中は現時点では想定していない。

●委員：日本人は自分が所属する地域コミュニティの避難所に行こうとなると思うが、外国人の場合は地域というより新居浜市全体で捉え、環境がより良い避難所に移動するということを考えないといけないと思う。どこにどんな外国人が住んでいるのかは地域住民も知らないため、違う地域から来ているかもわからないと思う。

○総括次長（地域コミュニティ課長）：先ほど説明したように、県主催で連合自治会、市が協力して外国人材地域リーダー養成講座を実施しており、新居浜市というよりは、より地域に焦点を当てた養成講座で、地域の自治会、公民館と協力して地域をつなげている。外国人にとって、より細かな地域でのつながりを目指していきたい。

●委員：その取組によって、本市で外国人が自治会に入ったり、公民館行事に参加したりした事例はあるのか。

○総括次長（地域コミュニティ課長）：口座の中で地域や企業とつないで、実際に公民館に訪問したことなどはあるが、何人が自治会等に入ったというような、詳細までは把握していない。

休憩　午前１１時０４分／　再開　午前１１時０５分

（２）　平時における災害への備え（防災訓練等）について

●委員長：次に、平時における災害への備え（防災訓練等）について。８月４日に開催された代表者会にて、令和４年３月の議員全員協議会で定められた「平時における災害への備えについて」に基づき、全議員を対象に災害対策意識の醸成を目的とした訓練等を実施することが決定した。なお、議長からは私に対し、本特別委員会で、実施内容等について検討するよう依頼があった。私、委員長としては、案として、救急訓練を行ってはどうかと考えるが、いかがか。

●委員：避難所の登録手続きを実際に訓練として体験することはどうだろうか。

●委員長：誰が受付側を担当するのか。

●委員：事務局職員とかになるか。マイナンバーカードを持っているかで受付がどう変わるかなども実際に体験してみてもいいのでは。

●委員長：受付用紙を配付して書いてもらうようにしますか。

●委員：最後はそれを自宅に持って帰ってもらえばいいのではないか

●委員：避難所は自主運営が基本のため、受付シミュレーションのような形で、受付する側、受付される側やってみればいいのでは。

●委員：受付して氏名や住所だけ書いてするだけで、そこまで意味があるのか。

●委員長：その案も含めて実施について検討し、私の方から議長に提案させていただきたいと思う。以上で委員会を終了する。

○ 閉　会　　午前１１時１２分